

東大和市 法適用申請に対する処分個票

担当部署：まちづくり部都市づくり課

処分の概要	空家等管理活用支援法人の指定		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第23条第1項		
法令番号	平成26年法律第127号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年12月4日	最終変更年月日	